

申請受付期間が12月28日まで延長されました

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。

まず、「緊急小口資金」で緊急かつ一時的な資金を貸し付け、それでもなお収入減少が続く場合「総合支援資金」で生活費用の貸し付けを行います。

① 緊急小口資金(特例貸付)

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により減収となり、一時的な生計維持のための資金が必要な世帯
貸付上限額	20万円以内
返済猶予期間	貸付された月の翌月から1年以内
返済期間	(返済猶予期間後)2年以内
貸付利子	無利子(返済期限経過後は年利3%の延滞利子がつきます)
保証人	不要

② 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)

対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯	
貸付上限額	(2人以上の世帯) 月20万円以内 (単身世帯) 月15万円以内	貸付期間は原則3月以内
返済猶予期間	貸付された月の翌月から1年以内	
返済期間	(返済猶予期間後)10年以内	
貸付利子	無利子(返済期限経過後は年利3%の延滞利子がつきます)	
保証人	不要	

※ いずれの特例貸付も、申請期間は令和2年12月28日(月)までとなっております。

【申請時に必要な書類等】

- 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、パスポート等)
- 住民票 (世帯全員・続柄が記載されたもの)
- 貸付金を振込むための預金通帳 (ネット銀行は利用できません)
- 新型コロナウイルス感染症の影響で減収や離職が確認できるもの (給与明細、勤務表、売上傳票、離職票等)
- 口座振替による返済に使用する預金通帳とその銀行印 (阿波銀行・徳島大正銀行・ゆうちょ銀行に限ります)
- 指定の申請書類 (社会福祉協議会指定の様式に記入していただきます)

※ その他必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

※ 総合支援資金の特例貸付を利用しても、なお新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少や失業で生活維持が困難な状況が続く方は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関のご相談や支援を受けることによって、原則3か月までとする貸付期間を1回まで延長してご利用できる場合があります。

☆ 申請手続き等詳細につきましては、市町村社会福祉協議会までお問い合わせください。

● 三好市在住の方々のお問い合わせはこちらまで。

三好市社会福祉協議会 池田本所 72-5715

※ お近くの支所でも受付・相談を承っています。

三野支所 77-2882 井川支所 78-3140 山城支所 86-2434
西祖谷支所 87-2088 東祖谷支所 88-2688